

新潟県企業局管理規程第6号

新潟県企業局出納取扱金融機関等事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月19日

新潟県企業管理者 桑原 勝史

新潟県企業局出納取扱金融機関等事務取扱規程の一部を改正する規程

新潟県企業局出納取扱金融機関等事務取扱規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(払込金)</p> <p><b>第13条</b> 総括店は、企業出納員から<u>規程第63条第1項の規定によるファーム・バンキングの方法</u>（以下「<u>ファーム・バンキングの方法</u>」という。）により国又は地方公共団体その他公共団体の機関の発した納入に関する書類を添えて払込払の依頼を受けたときは、払込みの手続をとり、領収に関する書類を企業出納員に送付しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">(払込金)</p> <p><b>第13条</b> 総括店は、企業出納員から<u>支払依頼書</u>に国又は地方公共団体その他公共団体の機関の発した納入に関する書類を添えて払込払の依頼を受けたときは、払込みの手続をとり、領収に関する書類を企業出納員に送付しなければならない。</p>
<p style="text-align: center;">(口座振替払)</p> <p><b>第14条</b> 総括店は、企業出納員から<u>ファーム・バンキングの方法</u>により口座振替払の依頼を受けたときは、その日のうちにその指定された債権者の預金口座に振替えの手続をとり、当該債権者に対し、口座振込みをした旨を通知しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">(口座振替払)</p> <p><b>第14条</b> 総括店は、企業出納員から<u>支払依頼書</u>により口座振替払の依頼を受けたときは、その日のうちにその指定された債権者の預金口座に振替えの手続をとり、当該債権者に対し、口座振込みをした旨を通知しなければならない。</p>
<p style="text-align: center;">(隔地払)</p> <p><b>第15条</b> 総括店は、企業出納員から<u>ファーム・バンキングの方法</u>により隔地払の依頼を受けたときは、当該債権者に対し送金の手続をとらなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">(隔地払)</p> <p><b>第15条</b> 総括店は、企業出納員から<u>支払依頼書</u>により隔地払の依頼を受けたときは、当該債権者に対し送金の手続をとらなければならない。</p>
<p><b>第16条</b> <u>(削除)</u></p>	<p style="text-align: center;">(資金領収書の提出)</p> <p><b>第16条</b> 総括店は、企業出納員から<u>規程第62条の規定により、資金交付のための小切手の交付を受けたときは、企業出納員に対し資金領収書を提出しなければならない。</u></p>
<p style="text-align: center;">(印鑑の印影の照合)</p> <p><b>第18条</b> 総括店は、小切手及び小切手振出済通知書に押印された企業出納員の印鑑の印影の照合を、企業出納員から通知された職印及び私印の印影により行わなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">(印鑑の印影の照合)</p> <p><b>第18条</b> 総括店は、小切手、小切手振出済通知書及び<u>公金振替通知書</u>に押印された企業出納員の印鑑の印影の照合を、企業出納員から通知された職印及び私印の印影により行わなければならない。</p>
<p><b>第19条</b> <u>(削除)</u></p>	<p style="text-align: center;">(公金の振替え)</p> <p><b>第19条</b> 総括店は、企業出納員から<u>公金振替通知書</u>により振替えの通知を受けたときは、その日のう</p>

(報告書の提出)

第25条 総括店は、企業出納員に対し各会計の預金の受け払いに関して別記第2号様式による受払報告書を翌営業日までに提出しなければならない。

別表第3 (第24条関係)

名称	様式
収納日計表	当該金融機関の定めによる。
支払日計表	当該金融機関の定めによる。
(略)	

別記第1号様式 (第8条関係)

(略)

領収済額取消報告書  
(収納済額取消報告書)

(略)	
(略)	
(略)	金融機関

別記第2号様式 (第25条関係)

(略)

金融機関

ちに公金振替の手続をとり、公金振替済通知書を企業出納員に送付しなければならない。

(報告書の提出)

第25条 総括店は、企業出納員に対し各会計の公金の収納又は支払及び預金の受け払いに関して別表第4の定めるところにより報告書を提出しなければならない。

別表第3 (第24条関係)

名称	様式
収納日計表	別記第2号様式
支払日計表	別記第2号様式
(略)	
通知預金元帳	(略)

別表第4 (第25条関係)

(略)

別記第1号様式 (第8条関係)

(略)

領収済額取消報告書  
(収納済額取消報告書)

(略)	
(略)	
(略)	金融機関 ㊦

第2号様式 (別表第4関係)

(略)

収納日計表  
年 月 日

(単位：円)

会計名	金額	摘要

支払日計表  
年 月 日

(単位：円)

会計名	金額	小切手振出済通知書番号

(略)

預金振替報告書  
年 月 日

(単位：円)

会計名	受入額	払出額	振替金融機関名	摘要

(略)

金融機関 ㊦

(略)

(略)

**附 則**

この規程は、令和3年4月1日から施行する。